

恵那市国民健康保険診療所(5診療所)

医療情報システム導入業務

医療情報システムの調達に関する仕様書

1. 調達物品等	3
2. 導入目的	3
3. 機器の要求仕様.....	3
4. 設置場所	3
5. 履行期限	3
6. 基本要件	3
7. 保守.....	3
8. その他.....	3
9. 用語の定義	4
I 基本要件.....	4
1. 電子カルテシステムの基本事項	4
2. オンライン資格確認.....	5
3. 電子処方箋.....	5
4. オンライン診療	6
5. 現行システム(レセコン)からのデータ移行について	6
6. データの保存期間.....	6
7. 導入に関する留意事項	6
8. 端末・プリンタ等の台数	6
II 技術要件.....	9
(ア) 電子カルテシステム ハードウェア.....	9
1. 端末全体	9
2. オペレーティングシステム	9
(イ) 電子カルテシステム ソフトウェア	9
1. 受付・事務部門.....	8
2. 診療部門.....	10
3. その他	11
(ウ) サポート体制.....	12
(エ) クラウド事業所の要件	12

1. 調達物品等

電子カルテシステム

2. 導入目的

恵那市の地域医療を担う恵那市 5 診療所が、少ない医療資源を効率的に提供する体制を整備する。電子カルテシステムの導入に伴い、安心して医療を受けられる体制を継続するために、地域に根差した信頼性の高い医療機関として対策を整えることを目的とする。

3. 機器の要求仕様

「ハードウェア及びソフトウェア要件」のとおり。

4. 設置場所

- ・恵那市国民健康保険山岡診療所(岐阜県恵那市山岡町上手向 595 番地)
- ・恵那市国民健康保険岩村診療所(岐阜県恵那市岩村町 1650 番地 1)
- ・恵那市国民健康保険飯地診療所(岐阜県恵那市飯地町 68 番地 1)
- ・恵那市国民健康保険三郷診療所(岐阜県恵那市三郷町佐々良木 1836 番地 1)
- ・恵那市国民健康保険串原診療所(岐阜県恵那市串原 3171 番地 1)

5. 履行期限

令和8年9月20日

6. 基本要件

- (1) ハードウェア及びソフトウェアに関するユーザー登録は、受託者が代行すること。
- (2) 受託者は、発注者及び設置する診療所と密に連携を取り、導入作業に臨むこと。
- (3) 【OS】 Windows:10,11 以降 MaC:macOS 11 Big Sur、12 Monterey、13 Ventura、14 Sonoma、15 Sequoia、macOS 26 Tahoe
Linux:Linux Ubuntu22.04LTS
iPad:iPadOS 17 以降(※iPadOS は必要スペックとなります)
Android OS:
※Google Chrome がインストール可能な端末
- (4) 【CPU】Windows: 2018 年以降に発売された Intel または AMD の CPU
macOS: Apple Silicon
- (5) 【メモリ】8 ギガバイト(GB)以上の RAM
- (6) 【モニタ・解像度】1920×1080 ピクセル以上
- (7) 【インターネット環境】常時接続ブロードバンド(回線速度実測値:30Mbps 以上)

7. 保守

- (1) 電子カルテシステム導入後の動作保証は、オンサイト保守または、オフサイト保守(リモート保守等)により、適宜対応すること。
- (2) 検収後は、必要なソフトウェア及びハードウェアについては、保守契約を締結し、その費用については施設にて負担すること。
- (3) 電子カルテシステムの運用に際し、十分なサポート体制が敷いてあること。

8. その他

- (1) 契約書(特記事項を含む)を遵守すること。
- (2) 機器の取り扱いに関しては、教育・操作説明を行うこと。
また、その期間は施設と協議し柔軟に対応できること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、随時協議すること。

9. 用語の定義

本仕様書において使用する用語を、以下の通り定義する。

番号	用語	意味
1	発注者	恵那市のことを指す。
2	受託者	本仕様書の業務の契約の相手方を指す。
3	メーカー販売店	メーカー直接の販売店を指す。
4	休日	祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)
5	VPN 接続	セキュリティを担保できるネットワーク接続の仕組み

ハードウェア及びソフトウェア要件

I 基本要件

1. 電子カルテシステムの基本事項

- (1) 準拠基準・ガイドライン
 - 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(最新版)」
 - 個人情報保護法
 - 医療DX推進関連指針
 - その他、電子カルテ運用に関する必要な基準
- (2) 施設内において情報共有に必要なシステムの導入
 - 電子カルテシステムはクラウド型とする
 - 電子カルテは施設内において、速やかに接続し迅速に最新の情報を共有できること。また、無線ネットワークについて接続、閲覧は施設内の全ての場所において可能とし遅延が発生することがないようにすること。
- (3) セキュリティ機能を装備されているシステムの導入

- VPNによる通信とすること。
 - システムにパスワードを設定して、第三者からのデータベースへのアクセスを禁止し、データ漏洩が防止できること。
 - 利用者の職種等によって参照、入力等の操作の可能範囲を限定するなど、権限のあり方に配慮できること。
 - 一定時間無操作で画面がロックされ、さらに無操作時間が続けば自動ログアウトできること。
 - データはクラウド上で暗号化保存すること。
 - バックアップは日ごとのバックアップとし、東海地域以外で保存を行うこと。
 - 利用者、業務内容等のアクセスログ及び操作ログを記録、参照できること。またログの保存期間は5年以上とする。
 - 導入する端末にはウィルスチェックソフトをインストールし、ウィルスの検出及び駆除を行うことができること。また、定期的にパターンファイルを更新できる環境を構築し、日々の保守の中で更新を行うこと。
 - 医療機関内のシステムが停止した場合に、過去の診療データ等を参照できること。
 - 既存システム(電子カルテシステム・レセコンシステム)からのデータ移行について、データ移行時の混乱を発生させない為に、業務に支障のないよう既存システムのデータを可能な限り移行し、入力が速やかに行えること。また、既存システムの閲覧(過去カルテ・レセコン)を行える体制を構築すること。
- (4) ネットワークセキュリティにおいては、以下の内容とする。
- ファイアウォールを設置すること。
 - 不正侵入を検知できる機能を備えること。
 - 院内LANのセグメント分離できること。
 - サイバー攻撃に対応できること。
- (5) その他、導入システムの規格においては、以下の内容とする。
- 診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」を基にした「SS-MIX2 標準化ストレージ」の仕組みを用いること。
 - 情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター(病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野)のうち該当するものを使用すること。
 - システム上で管理されているデータは、CSV等のデジタルデータ及び紙として可能な限り個別に出力することができること。出力が必要なデータは事前に各施設と協議し調整すること。
 - 厚生労働省の定める電子カルテ情報共有サービスに準拠している、または予定であること。

2. オンライン資格確認

- (1) マイナンバーカード/保険証連携
- (2) リアルタイム資格確認

3. 電子処方箋

- (1) 処方情報の電子化・共有
- (2) 医療機関と薬局の連携

4. オンライン診療

- (1) Web/アプリによる遠隔診療
- (2) 予約・問診

5. 現行システム(電子カルテシステム)からのデータ移行について

- (1) 現行システムからのデータを移行するための手順が確立されていること。かつ、必要な機器及びツールを完備していること。
- (2) データ移行詳細
患者属性基本情報が移行でき、可能な限りレセプトデータも移行できること。
施設の求めに応じ、可能な限りセット項目の作成、文書ファイルの移行・作成に協力すること。

3. データの保存期間

カルテデータ保存は、5年(60ヶ月)分以上保存ができること。かつ、そのデータは、厚生労働省が公表している電子保存の三原則である「見読性」、「保存性」、「真正性」に基づいていること。

4. 導入に関する留意事項

導入に際して受託者は、診療所職員に対して十分な教育を行い、実際の運用操作、オンライン請求等に支障のないよう配慮すること。また、予めシステム導入のスケジュールを提示し、導入経過、並びに進捗状況を適時報告すること。

5. 端末・プリンタ等の台数

端末・プリンタ台数は想定であり、業務仕様を満たすための台数を納入すること。

(恵那市国民健康保険三郷診療所)

品名	規格	台数
PC デスクトップ型	メモリ 16GB SSD256G ウルトラスモール PC i516G/256GSSD	2
モニター23.8 インチ	ワイド液晶	1
モニター21.5 インチ	ワイド液晶	1
プリンタ A4モノクロ	OKI COREFID B433DN	1

プリンタカラー	RICHO SG3300 GELJET プリンタ	1
スキャナーA4対応	CANON imageFORMULA DR225 II	1
VPN ルーター	YAMAHA RTX830 ギガアクセス VPN ルーター ECC367	1
ネットワーク部材	1-2台用	1

(恵那市国民健康保険飯地診療所)

品名	規格	台数
PC デスクトップ型	メモリ 16GB SSD256G ウルトラスモール PC i516G/256GSSD	2
PC ノート型	メモリ 16GB SSD256G 16WUXGA/U5/16GB/256SSD	1
モニター23.8 インチ	ワイド液晶	1
モニター21.5 インチ	ワイド液晶	1
プリンタ A4モノクロ	OKI COREFID B433DN	1
プリンタカラー	RICHO SG3300 GELJET プリンタ	1
スキャナーA4対応	CANON imageFORMULA DR225 II	1
VPN ルーター	YAMAHA RTX830 ギガアクセス VPN ルーター ECC367	1
ネットワーク部材	1-2台用	1

(恵那市国民健康保険岩村診療所)

品名	規格	台数
PC デスクトップ型	メモリ 16GB SSD256G ウルトラスモール PC i516G/256GSSD	9
PC ノート型	メモリ 16GB SSD256G 16WUXGA/U5/16GB/256SSD	5
モニター23.8 インチ	ワイド液晶	3
モニター21.5 インチ	ワイド液晶	6
プリンタカラー	RICHO SG3300 GELJET プリンタ	6
スキャナーA4対応	CANON imageFORMULA DR225 II	2
VPN ルーター	YAMAHA RTX830 ギガアクセス VPN ルーター ECC367	1
ネットワーク部材	3-5 台用	1
ネットワーク部材	6-10 台用	1

(恵那市国民健康保険山岡診療所)

品名	規格	台数
PC デスクトップ型	メモリ 16GB SSD256G ウルトラスモール PC i516G/256GSSD	5
PC ノート型	メモリ 16GB SSD256G 16WUXGA/U5/16GB/256SSD	2
モニター23.8 インチ	ワイド液晶	3
モニター21.5 インチ	ワイド液晶	2
プリンタカラー	RICHO SG3300 GELJET プリンタ	1

プリンタ A4モノクロ	OKI COREFID B433DN	4
スキャナーA4対応	CANON imageFORMULA DR225Ⅱ	1
VPN ルーター	YAMAHA RTX830 ギガアクセス VPN ルーター ECC367	1
ネットワーク部材	3-5 台用	2

(恵那市国民健康保険串原診療所)

品 名	内 容	台数
PC デスクトップ型	メモリ 16GB SSD256G ウルトラスモール PC i516G/256GSSD	2
モニター23.8 インチ	ワイド液晶	1
モニター21.5 インチ	ワイド液晶	1
プリンタ A4モノクロ	OKI COREFID B433DN	1
プリンタカラー	RICHO SG3300 GELJET プリンタ	1
スキャナーA4対応	CANON imageFORMULA DR225Ⅱ	1
VPN ルーター	YAMAHA RTX830 ギガアクセス VPN ルーター ECC367	1
ネットワーク部材	1-2台用	1

Ⅱ 技術要件

(ア) 電子カルテシステム ハードウェア

1. 端末全体

端末の故障、停電、通信障害等の障害発生時においても、診療所業務の遂行に支障を及ぼす影響を最小化する為に、通信障害等の発生時は、障害発生時バックアップシステムである「カルテビューア」にて、過去カルテを PDF 形式にて保存、閲覧できること。また、障害時マニュアルを用意し迅速に対応できること。

各種機器との機器等

- (1) 電子処方箋、オンライン診療、オンライン検査依頼、画像情報システム等と連携できること。
- (2) 各モダリティー機器、検査委託端末との接続に障害が発生した場合、各事業者と連携し復旧に努めること。
- (3) 既存のオンライン資格確認端末(顔認識付カードリーダー・スマートフォン対応)の接続ができること。

(イ) 電子カルテシステム ソフトウェア

1. 受付・事務部門

- (1) 保険の種類に合わせた負担率・給付率を表示できること。
- (2) 住所データベースや保険者データベースを利用し、入力の簡素化を図ること。
- (3) 同性同名チェックをかけ、患者の重複登録を防止できること。
- (4) カルテに入力された内容から、初再診料など会計に必要な情報をチェックし、会計画面に表示できること。
- (5) チェック機能により、傷病名の診療開始と初診回数があるか、診療回数・処方料回数と実日数が合っているかなどの診療に関する基本的な情報が正しく入力されているかをチェックすることができること。
- (6) チェック機能により、窓口の入力内容から、算定漏れの可能性のある医学管理・在宅の算定項目をチェックし、算定確認を促すことができること。
- (7) 診療報酬点数表に記載された告示・通知(算定ルールなど)をデータ化した電子点数表を利用し、一定期間内に算定可能回数を超過して算定していないか、同日、同月、さらに1週間以内に算定できない別々の診療行為が共に算定されていないか、包括となる診療行為についてチェックすることができること。
- (8) 病名チェック機能により、投薬・処置・手術・検査・画像診断といった診療行為に対して、正しいレセプト病名が登録されているか、また、レセプト病名の登録漏れがないかをチェックすることができること。
- (9) 病名チェック機能により、適応病名に併存病名や病態等の修飾語が必要な場合のチェックをすることができること。

- (10) 患者の傷病名をテキスト入力にて登録する際、登録したい傷病名が標準マスターとして存在する場合、修飾語を含めた傷病名の全てに対し、厚生労働省が定義している ICD10 コードにコード化して登録することができること。
- (11) 先発医薬品を一般名処方に関連付けすることができ、処方箋に出力することができること。
- (12) 医療保険レセプトはもちろんの事、労災レセプトのオンライン請求にも対応できていること。
- (13) 診療報酬改定、点数マスターなど、システムバージョンアップが必要な場合は速やかに施設に報告し実施すること。
- (14) 受付表が出力でき、患者ごとに予め入力しておいた内容が印字できること。
- (15) マイナンバーで取得した情報は登録できること。
- (16) 電子カルテは同時参照、同時操作が可能であること。
- (17) 他にカルテを記載するユーザーがいる場合、カルテ上で判別できるようにする。過去を含めた保険情報を診察画面から簡易的に確認ができること。
- (18) 端末への電子証明書付与により、施設を跨いだセキュアな対応を可能にすること。拠点に依存しない「情報の登録・閲覧」および「受付・会計業務」の集中管理を可能とする仕様であること。

2. 診療部門

- (1) よく使用する所見や処方をカルテ入力画面のショートカット欄にセット登録しておくことができ、ワンタッチ(ワンクリック)で入力することができること。
また、セットは、経過等・処方等・検査依頼・傷病名を自由に組み合わせが可能な為、診療科や使用する人に応じて必要なものを任意に登録することができること。
- (2) カルテ2号紙上で、主訴や所見などを経過欄に直接キーボード入力することができること。
- (3) 過去カルテからドラッグ&ドロップで、簡単に Do 入力することができること。
また、Do 操作後、経過欄の入力内容や、処方欄の数量・回数を画面遷移することなく、簡単に変更することができること。
- (4) 薬、検査、主訴、所見、病名などをテンプレート化したシート画面から、選択するだけで簡単に入力することができること。また、疾患別にテンプレートを作成することができること。
- (5) バイタルグラフや成長曲線など、グラフ表示することができること。
- (6) 院外処方箋の診療所であっても、薬の作用や効果などを薬ごとに表示することができること。
- (7) 薬剤チェック機能により、患者のアレルギー情報や禁忌薬、他院投薬を入力しておくことで、副作用や重複投与、相互作用などをリアルタイムでチェックすることが

できること。

- (8) 病名チェック機能により、病名チェック画面で上がってきた候補病名の中の病名をクリックするだけで、別画面に移動することなく簡単に病名を登録することができること。
- (9) 検査結果値をグラフ化し、合わせて処方歴を同じ画面に表示させることができ、処方薬や注射・処置などと検査結果値を比較しながら確認することができること。
- (10) 次回実施する検査や、今後定期的に行う指示内容、投薬内容などを予定管理画面に登録することにより、予定日に該当患者のカルテを開くと自動で予定内容が表示され、また、その内容をカルテに反映させることができること。
- (11) 次回の外来予約の管理に対応していること。
- (12) 電子カルテシステム端末には医学辞書をインストールし、医学用語に対する変換が容易に行えること。
- (13) 診察中、患者より医薬品及び検査費用の確認を求められた場合、容易に費用が確認できること。
- (14) ユーザーアシスト機能があり、使用頻度が多い項目は候補としての表示や任意の項目にフラグを立てれるなどの機能が備わっていること。
- (15) 端末への電子証明書付与により、施設を跨いだセキュアな対応を可能にすること。拠点に依存しない「情報の登録・閲覧」および「カルテ記載・オーダー登録機能」の集中管理を可能とする仕様であること。

3. その他

- (1) 院外処方箋の施設であっても、レセプト電算データに薬の情報を付加して出力させることができること。
- (2) 施設外からでも電子カルテを操作、閲覧できること。
- (3) iPad などのタブレットやスマートフォンからも、電子カルテの情報や簡易的な記載ができること。
- (4) また、タブレットにおいては iPad 専用アプリを利用することで、手書きでカルテ記事やメモを書くことが可能であること。
- (5) 毎月 1 回、機能開発のアップデートを実施すること。またそのアップデートについては自動更新であること。
- (6) コールセンターの受電率(応答率)について、応答率の平均が 90%以上を維持していること。
- (7) 端末を増やす際は、任意の端末に電子証明書を付与し、施設にて簡易的に運用ができること。また利用端末数において、数に限りはなく保守費用等にも影響がないこと。
- (8) レセプト請求に関し、取りまとめ請求ができる方法を提案できること。

(ウ)サポート体制

1. メーカー販売店によるソフトウェアのメンテナンス及びメーカーが締結している保守会社によるハードウェアのメンテナンスができること。
2. 電子カルテシステムのサポートの一環として、診療報酬改正の際には、改正点の説明及び、改正に伴う電子カルテシステムにおける運用面の変更点の内容をお知らせ等できること。
3. 将来メーカーの入れ替えがあった場合、データ移行には協力すること。

(エ)クラウド事業者の要件を満たすこと

1. 国内にデータセンターがあること。
2. ISO27001 等の認証取得していること。
3. SLA(稼働率 99.9%以上)であること。
4. 障害時の復旧体制(RTO/RPO 明示)を明示すること。

以上